

令和 8 年度

町有地売払一般競争入札要領

市川町

## 令和8年度 町有地売払一般競争入札要領

市川町では、広く一般に市川町町有地を提供するため、次に定める令和8年度 町有地売払一般競争入札要領（以下「本要領」という。）に基づき、一般競争入札（以下、「本件入札」という。）を行います。

### 【入札物件】

本要領により売払いをする市川町 町有地（以下「入札物件」という。）は、下記のとおりです。

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	入札保証金 (円)
1	市川町西川辺 643-4	雑種地	287.60	3,461,100	174,000
2	市川町神崎 584-3	宅地	306.17	2,510,500	126,000
3	市川町神崎 584-5	宅地	368.88	3,024,800	152,000

### 【入札参加者の資格】

入札物件により一定の資格、その他の条件を必要とする場合は、本要領、各物件調書、令和8年度町有地売払一般競争入札 入札関係書類記入例（以下「入札記入例」という。）及び市川町が定める本件入札に関する諸規定の内容を承諾し、遵守してください。

なお、次のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者。
- (4) 市川町の町税を滞納している者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者。

## 【入札参加申込方法】

入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、町有地売払一般競争入札参加申込書（様式1）、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式2）、誓約書（様式3）により、必要書類を添付のうえ、下記の期日までに申し込みを行ってください。

### （1）申込用紙の配布

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）

① 市川町役場3階 総務課（契約管財係）で配布

② 市川町ホームページよりダウンロード

※ただし、①の場合は午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日除く）

### （2）申込受付期間

令和8年7月8日（水）から令和8年7月31日（金）午後5時まで（必着）

【持参の場合】市川町役場3階 総務課（契約管財係）に提出してください。

受付時間は午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日除く）

【郵送の場合】簡易書留より提出してください。

（受付期限までに到着しない場合は無効となります。）

### 【郵送先】

〒679-2392

神崎郡市川町西川辺 165-3 市川町役場 総務課（契約管財係）宛

## 【入札必要書類の交付】

申込書を受付後、入札に必要な書類を下記により交付します。

交付書類：① 入札書（様式4）

② 入札保証金の「納入通知書」

③ 入札書提出用封筒

④ 委任状（様式5）

【申込持参の場合】申込持参時に交付します。

【申込郵送の場合】申込書を確認後、郵送します。

令和8年8月7日（金）までに書類が到着しない場合は、

市川町役場 総務課 契約管財係までご連絡ください。

## 【入札保証金に関する事項】

入札を行う者（以下「入札者」という。）は、市川町から交付する納入通知書により下記期限までに入札保証金を銀行振込で納付してください。

なお、入札保証金を要しない物件については、納付の必要はありません。

入札保証金納付期限：令和8年8月13日（木）

## 【入札の方法】

入札者は、市川町から交付する入札書提出用封筒に物件番号、物件の所在地、氏名等必要事項を記入のうえ、入札書を封入し、その他必要書類を添付のうえ、期限までに提出してください。

入札書到着期限：令和8年8月20日（木）午後5時まで（必着）

入札書提出用封筒に封入する書類：① 入札書（様式4）

その他必要書類：② 入札保証金の銀行振込明細書の写し

：③ 委任状（様式5）【代理人が入札する場合のみ】

【持参の場合】市川町役場3階 総務課（契約管財係）に提出してください。

受付時間は午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日除く）

【郵送の場合】簡易書留より提出してください。

…(受付期限までに到着しない場合は無効となります。)…

【郵送先】 入札参加申込郵送先と同じ

## 【入札書の書き方】

① 入札書（様式4）には、物件番号、物件の所在地、入札金額、入札者の住所（所在）及び氏名（名称）を記入のうえ、入札者本人の印鑑を押印してください。

なお、その印鑑は申込書で使用した印鑑とし、落札後、契約する際にも同様の印鑑とします。

② 入札金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、入札物件の金額を記入してください。

③ 代理人が入札する場合、委任者（入札者）の住所、氏名（印は不要）を記入のうえ、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印鑑を押印してください。代理人の押印がない入札書は無効となります。

## 【入札書の提出の仕方】

入札者は、【入札書の書き方】により記入、押印した入札書を入札書提出用封筒に封入し、入札保証金の銀行振込明細書の写し及び委任状を添付のうえ、入札書到着期日までに持参又は郵送（簡易書留）にて提出してください。

※ 入札書提出用封筒に封入する書類は、入札書のみです。

※ 入札保証金の銀行振込明細書の写し及び委任状は入札書提出用封筒に入れずにそのまま提出してください。

## 【入札書の書換え禁止等】

入札者は、既に持参又は郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

### 【開札に関する事項】

開札日時：令和8年8月21日（金）

場 所：市川町役場 4階小会議室

時 間：物件番号1 午前11時00分      物件番号2 午前11時10分

物件番号3 午前11時20分

開札への立ち合いは任意です。ただし、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

なお、開札会場への入場には、入札保証金の「銀行振込明細書」（原本）が必要となりますので、必ずご持参ください。

（入札保証金を必要としない場合及び代理人が入札する場合は、別途本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証、名刺等の本人確認ができる書類をご持参ください。）

### 【入札の無効事項】

次に該当する入札は、無効とします。

- ・入札参加者の資格を有しない者がした入札
- ・本要領に定める入札書によらない入札
- ・本要領に定める入札書の提出の方法によらない入札
- ・入札保証金を納付していない者の入札
- ・入札者が1人で2枚以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- ・入札金額、入札者の氏名、その他主要部分の記載事項が識別しがたい入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・本件入札に関し、不正な行為を行ったものがした入札
- ・本件入札に関する公告、本要領及び市川町が定める本件入札に関連する諸規定に違反した入札

### 【落札者の決定方法】

- ① 町が定めた最低制限価格以上で、かつ有効な入札のうち、最高の価格の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、受付番号順に当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、入札者はくじを引くことを辞退することができません。また、入札者が開札に参加していない場合は、当該入札事務に関係のない本町職員がくじを引きます。
- ③ 開札結果は、入札者全員に対して郵送します。  
令和8年8月24日（月）発送予定
- ④ 開札の結果については、異議を申し立てることはできません。

### 【入札結果の公開】

入札参加者全員の入札額（落札額含む）及び落札者名は総務課窓口及び市川町ホームページにて公開します。

### 【契約の締結、売買代金の支払い方法】

- ① 落札者は、令和8年8月28日（金）までに売買契約を町有地売買契約書（様式6）（以下「売買契約書」という。）により締結しなければなりません。  
（注：議会の議決を必要とするべき入札物件については、仮契約の締結となり、仮契約は議会の議決をもって本契約となります。）
- ② 契約の確定と同時に、入札保証金の全額を契約保証金に充当します。なお、入札保証金及び契約保証金には利息はつきません。
- ③ 落札者は、令和8年9月11日（金）までに本町が発行する納入通知書により所定の金額（売買代金と契約保証金の差額）を納付しなければなりません。
- ④ 契約保証金は、上記金額の納付と同時に売買代金に充当します。
- ⑤ 落札者が売買代金と契約保証金の差額を納入期限までに納入しない等の理由により、売買契約を解除した場合には、契約保証金は市川町に帰属します。
- ⑥ 落札者は、売買契約締結後、売買物件に契約の内容と適合しないものが発見されても、履行の追完請求、売買代金の減額請求、契約の解除、損害賠償の請求をすることはできません。

### 【入札保証金の返還】

落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書に記載された金融機関の預金口座に振り込む方法により返還します。

ただし、入札保証金は、その受入期間について利息はつきません。

### 【所有権の移転、物件の引渡し等】

- ① 売買代金の支払いが確認できた時点で所有権が移転し、町において登記手続きを行います。
- ② 所有権移転登記手続きが完了した後、現地立ち合いの上、現状有姿の状態土地を引渡します。
- ③ 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する書類や登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- ④ 売買代金完納後の買い受け者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。
- ⑤ 落札者は、土地の引渡し後において十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意してください。

### 【用途の制限】

落札者は、落札した物件を物件調書に掲げる用途に使用しなければならず、次の各号に掲げる用途に使用してはなりません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員がその活動のための用途
- ⑤ 騒音、振動、臭気等周辺環境に支障をきたす用途

### 【所有権移転等の制限】

- ① 売買契約締結の日から3年間は、所有権の移転を原則禁止します。ただし、分譲住宅等の住宅業による場合で、町が認めた場合の所有権移転はこの限りではありません。
- ② 落札者は第三者に使用させる場合及び上記①の要件を満たし所有権移転をする場合又は契約締結から3年を経過し所有権移転をする場合は、上記【用途の制限】を当該第三者に書面により継承させなければならず、当該第三者の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

### 【留意事項】

- ① 入札参加者は、本要領、物件調書、入札記入例及び売買契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札してください。
- ② 入札物件の現場説明会は実施しませんので、入札参加者は必ず各自で現地確認を行ってください。
- ③ 入札物件の入札条件及び諸規制等については、別添の物件調書等を参照し、入札参加者が必ず各自で行ってください。
- ④ 入札に関する書類については、インク又はボールペンにより記入してください。

### 【常時募集物件】

今回募集した物件のうち、応募なし等の理由により未契約となった物件については、令和8年9月1日（火）から常時募集物件として先着順による随意契約で売却します。契約の方法については、落札による契約と同様とします。

**【その他必要な事項】**

本要領に関する問い合わせ先

〒679-2392

神崎郡市川町西川辺 165-3

市川町役場 総務課 契約管財係

電話番号 0790-26-1010 FAX 番号 0790-26-1049

メールアドレス [finance@town.ichikawa.lg.jp](mailto:finance@town.ichikawa.lg.jp)